

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

★注意! 「陳述」欄の「口自己の計算において…ありません」の口の
チェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など(なお、
入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。)
にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月 9日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 合 田 みちる

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年12月24日から 令和 8年 1月 7日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 1月14日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 1月28日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 1月19日 午前 9時10分から 令和 8年 1月23日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年12月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 所 在 久喜市西大輪字上古川
 地 番 2015番9
 地 目 宅地
 地 積 120.04平方メートル

共有者 A 持分10分の6
 共有者 B 持分10分の4

2 所 在 久喜市西大輪字上古川
 地 番 2015番10
 地 目 宅地
 地 積 118.58平方メートル

共有者 A 持分10分の6
 共有者 B 持分10分の4

3 所 在 久喜市西大輪字上古川 2015番地9、2015番地10

家屋 番号 2015番9

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺2階建

床 面 積 1階 115.98平方メートル
 2階 85.36平方メートル

共有者 A 持分5分の3
 共有者 B 持分5分の2

物 件 明 細 書

令和 7年11月 6日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 合 田 みちる

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

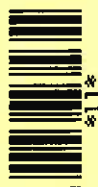
本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 久喜市西大輪字上古川
地 番 2015番9
地 目 宅地
地 積 120.04平方メートル
共有者 A 持分10分の6
共有者 B 持分10分の4
- 2 所 在 久喜市西大輪字上古川
地 番 2015番10
地 目 宅地
地 積 118.58平方メートル
共有者 A 持分10分の6
共有者 B 持分10分の4
- 3 所 在 久喜市西大輪字上古川 2015番地9、2015番地10
家屋 番号 2015番9
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 115.98平方メートル
2階 85.36平方メートル
共有者 A 持分5分の3
共有者 B 持分5分の2

令和7年(ケ)第81号
令和7年5月16日受理
令和7年8月22日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所

執行官 田 尻 伸 行

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 久喜市西大輪字上古川
 地 番 2015番9
 地 目 宅地
 地 積 120.04平方メートル
 共有者 A 持分10分の6
 共有者 B 持分10分の4

- 2 所 在 久喜市西大輪字上古川
 地 番 2015番10
 地 目 宅地
 地 積 118.58平方メートル
 共有者 A 持分10分の6
 共有者 B 持分10分の4

- 3 所 在 久喜市西大輪字上古川 2015番地9、2015番地10
 家屋 番号 2015番9
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 115.98平方メートル
 2階 85.36平方メートル
 共有者 A 持分5分の3
 共有者 B 持分5分の2



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地(物件1、2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ 雑種地(物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記の建物を共有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	別紙「その他の事項」記載のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類: ☐ ある 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	別紙「その他の事項」記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 物件 1 及び同 2 に接面する 2 0 1 5 番 1 の土地は、久喜市の所有であり、現況は公衆用道路である。
- 2 物件 1 及び同 2 は、物件 3 の敷地として一体利用されている。
- 3 物件 2 上のスチール製簡易物置は、土地に対する定着性が無く、動産と認めた。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (本件土地建物の共有者、占有者)	本件建物には、私が独りで住んでいます。共有者Bは、私の元妻です。同 人と私との間に賃料の授受はありません。 本件建物内で犬を1匹飼っています。 浴室の引戸が滑りが悪く、外れやすくなっています(写真⑥)。 勝手口のドアのガラスとガラスの間のパッキンが切れてします(写真 ⑦)。修理費が高いため、そのままにしています。 階段下収納のドアに疵があります(写真⑧)。 本件土地の境界で争いごとはありません。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

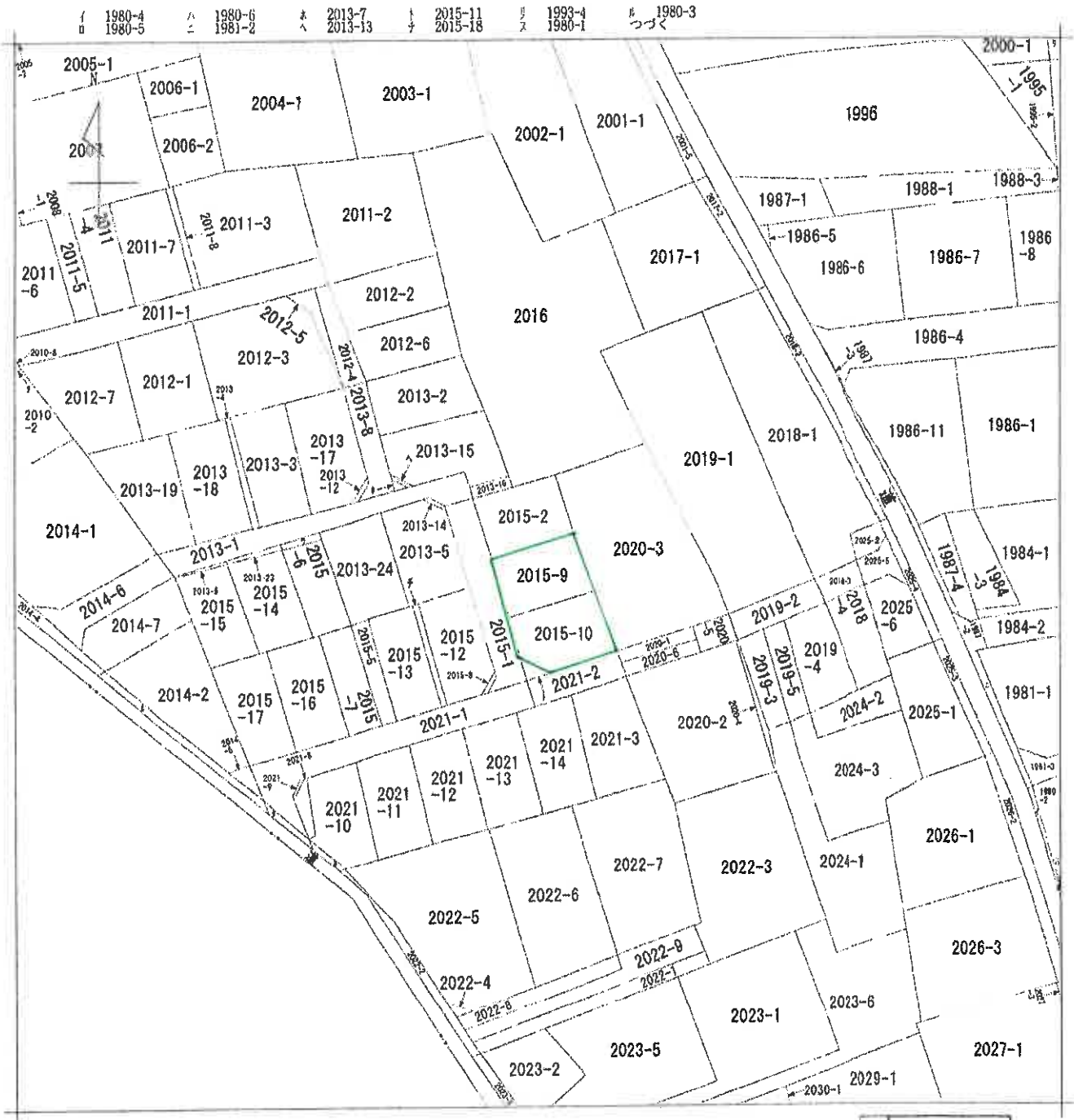
- 占有関係については、関係人の陳述及び物件の現況等から、本報告書記載のとおり認めた。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年5月26日(月) 14:30-14:45	物件所在地	臨場・外観撮影・不在連絡文書投函
令和7年7月1日(火) 16:00-16:25	物件所在地	臨場・Aと面談・屋内等調査中止(評価人、立会人及び解錠技術者同行)
令和7年8月12日(火) 10:00-10:50	物件所在地	臨場・屋内等調査・Aと面談(評価人同行)
令和7年8月12日(火) 11:10-11:20	さいたま地方法務局 久喜支局	件外土地の登記事項証明書取得
(特記事項) ■ 令和7年7月1日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場したところ、Aが在宅していたが、同人の体調不良により調査を中止した。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 □ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
西大輪

請求部	所在	久喜市西大輪字上古川				地番	2015番9			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3判をA4判に縮小

(さいたま地方法律局久喜支局管轄)
令和7年3月14日
東京法律局豊島出張所
登記官

請求番号：48-1
(1/2)

(7 枚目)

7 2010-6
7 2013-22
2014-3
3 2021-7
5 2021-6

A3判をA4判に縮小

登記年月日：平成29年11月12日

3056239



後2015-2

地番 2015-29 2015-11 地積測量図

土地の所在 北葛飾郡荒川太主西太輪字上古川

久喜市西大輪

点積表

② 2015-9			
区分	用途	面積	点積
イ	15.90	7.63	121.3170
ロ	15.90	7.47	118.7730
合計			240.0900
全計面積			120.04500
全計点積			120.04

③ 2015-10			
区分	用途	面積	点積
イ	13.81	7.05	97.3605
ロ	13.81	8.83	121.9423
ハ	9.50	1.86	17.8600
合計			237.1628
全計面積			118.58140
全計点積			118.58

④ 2015-11			
区分	用途	面積	点積
イ	4.25	2.11	8.9675
合計			8.9675
全計面積			4.48375
全計点積			4.48

全計面積 243.11015

⑤ 2015-2			
区分	用途	面積	点積
イ	363.99	243.11015	120.87985
合計			120.87
全計面積			120.87

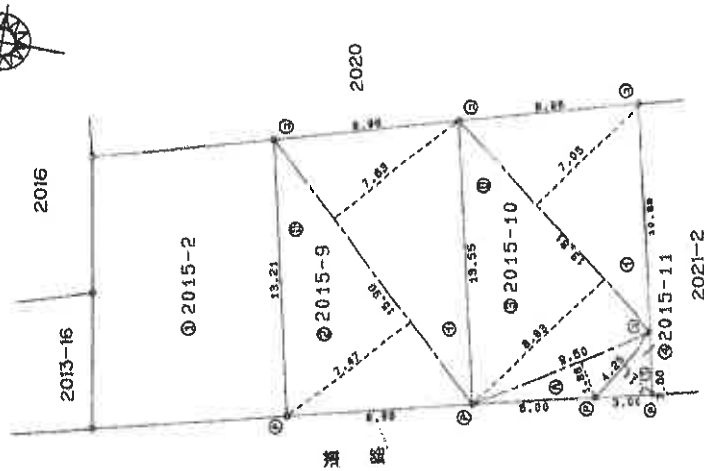
凡例	境界線の種類	図号	境界線の種類	図号	境界線の種類
①	石	②	アスファルト	③	プレート
④	コンクリート	⑤	金属板	⑥	金属板
⑦	金属板	⑧	金属板	⑨	金属板
⑩	金属板	⑪	金属板	⑫	金属板

作製者 土地家屋調査士 9年10月23日作製

(埼玉土地家屋調査士会印紙)

縮尺 1/250

申請人



A3判をA4判に縮小

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方裁判所久喜支部管轄)
令和7年3月14日 東京法務局豊島出張所 登記官

登記年月日：平成14年12月10日

3007439

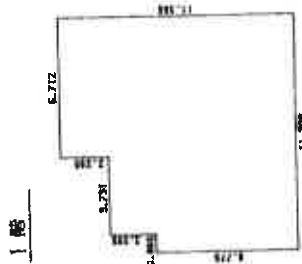
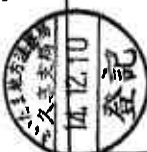
各階平面図

建物図面

家屋番号 2015番9

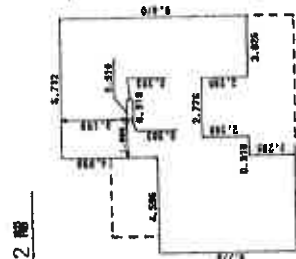
建物の所在 北野郡豊能町大字西太偏字上古川2015番地9・2015番地10

久喜市西大輪



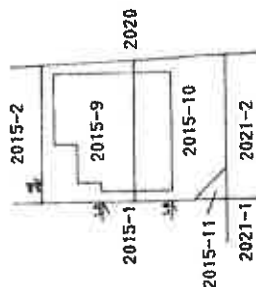
求積表

6.712 X	2.295 =	15.404040
10.443 X	2.295 =	23.966685
11.308 X	6.775 =	76.611700
合 計		115.982425
床面積		115.98㎡



求積表

6.712 X	3.150 =	21.142800
1.800 X	0.303 =	0.545400
6.712 X	1.137 =	7.631544
11.308 X	2.185 =	24.707980
5.506 X	2.295 =	12.636270
4.596 X	2.295 =	10.547820
3.026 X	2.295 =	6.944670
4.002 X	0.303 =	1.212606
合 計		85.369090
床面積		85.36㎡



(単位：m)

A3判をA4判に縮小

作製者

土地家屋調査士

(平成14年12月5日)

縮尺 1/250

申請人

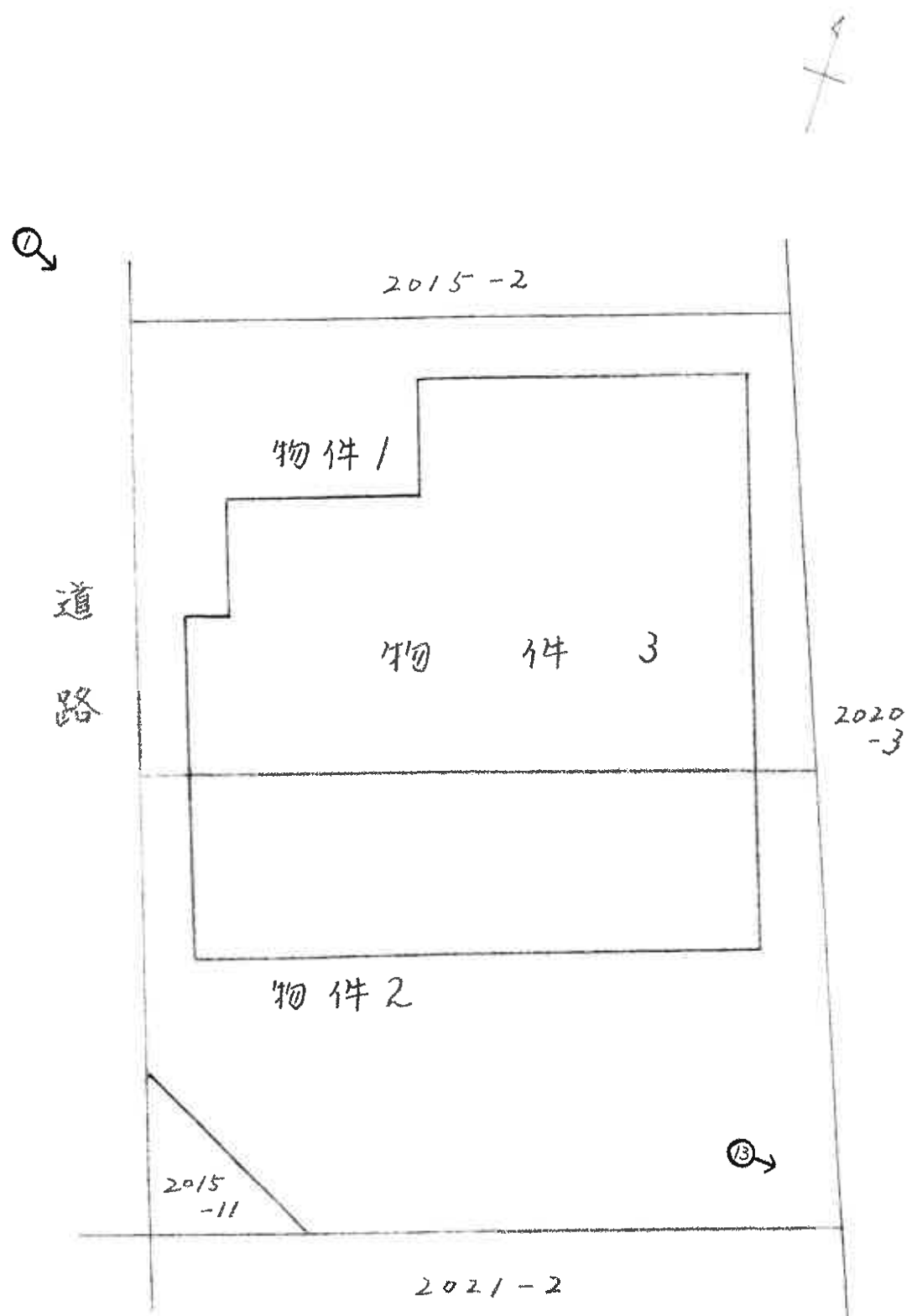
縮尺

1/500

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
(さいたま市地方公務局久喜支庁管理課)
令和7年3月14日 東京法務局豊島出張所

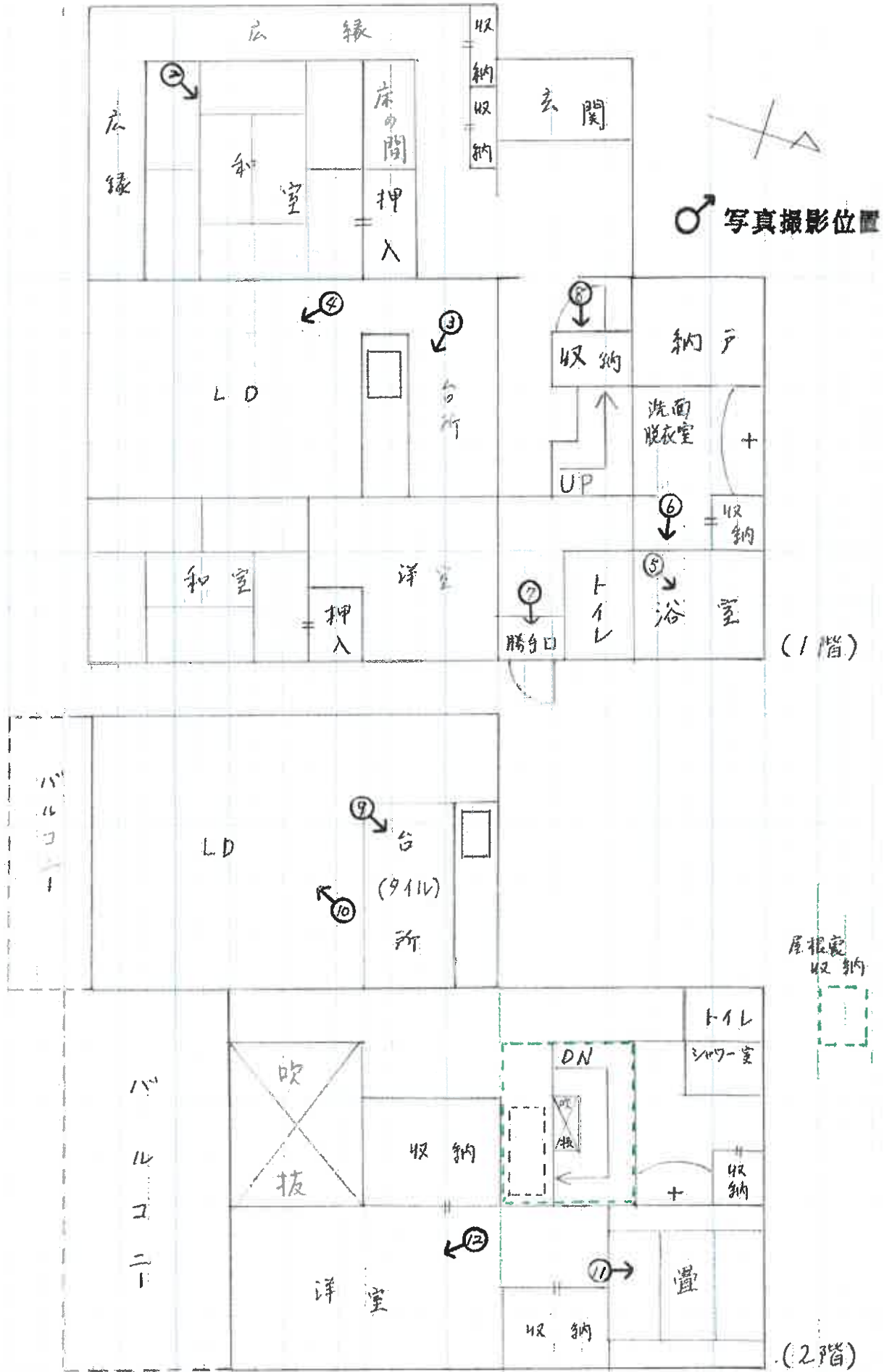
登記官

土地建物位置関係図



写真撮影位置

建物見取図





①



②



③



④



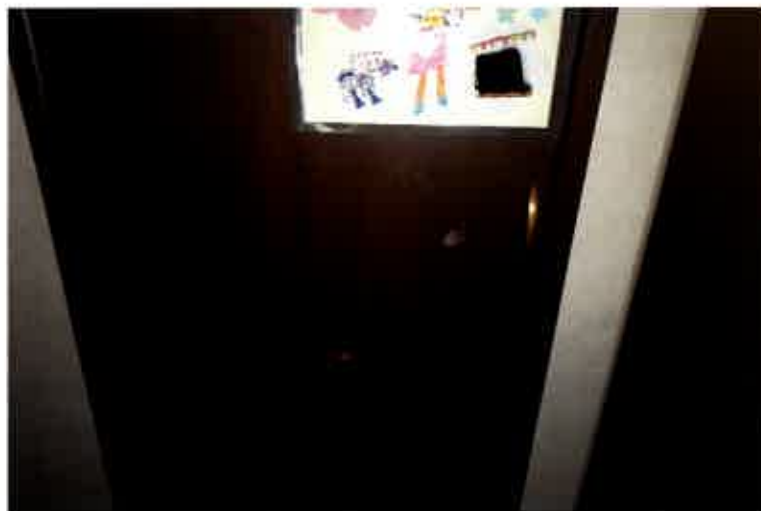
⑤



⑥



⑦



⑧



⑨

(15 枚目)



10



11



12



13

令和7年 (ケ) 第 81号
令和7年 8月 12日 現地調査
令和7年 9月 19日 評価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
石 井 依 子

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|---------------------------------|---------------|--|
| 1 | 所 在 | 久喜市西大輪字上古川 | | |
| | 地 番 | 2015 番 9 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 120.04 平方メートル | | |
| | 共有者 | A | 持分 10 分の 6 | |
| | 共有者 | B | 持分 10 分の 4 | |
| | | | | |
| 2 | 所 在 | 久喜市西大輪字上古川 | | |
| | 地 番 | 2015 番 10 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 118.58 平方メートル | | |
| | 共有者 | A | 持分 10 分の 6 | |
| | 共有者 | B | 持分 10 分の 4 | |
| | | | | |
| 3 | 所 在 | 久喜市西大輪字上古川 2015 番地 9、2015 番地 10 | | |
| | 家屋 番号 | 2015 番 9 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 115.98 平方メートル | |
| | | 2 階 | 85.36 平方メートル | |
| | 共有者 | A | 持分 5 分の 3 | |
| | 共有者 | B | 持分 5 分の 2 | |



第1 評価額

一 括 価 格	
金 8, 5 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1, 8 1 0, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金 1, 7 9 0, 0 0 0 円
物件 3 (建物)	金 4, 9 3 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1・2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1・2	所 在 番 地 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
3	所 在 番 家 屋 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位 置 ・ 交 通	J R宇都宮線「東鷲宮」駅の北西方約1,000m(直線距離)に位置する。	
付 近 の 状 況	一般住宅を中心として、一部畑等も残る住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化調整区域 — 60% 200% なし 都市計画法第34条第11号区域（最低敷地面積 300㎡が適用されない区域）
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	238.62㎡（物件1・2） 南西角にすみ切りを有する、ほぼ整形地 概ね平坦 特になし
接面道路の状況	西約4m舗装市道（建築基準法上の道路）にほぼ等高接面	
土地の利用状況等	(物件3)建物の敷地	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり ガ ス 配 管 : なし 下 水 道 : なし ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特 記 事 項	・久喜市役所での聴取によれば、本件土地は平成10年に専用住宅のための開発許可を得ており、本件建物の建替えについては、同一区画、同一用途を前提として適合証明により可能と思われる。 ・画地の南西端には電柱が1本存するが、価格に与える影響はない。 ・普通乗用車1台分のカーポート（工作物）が1基ある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物						
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 等	建築年月日（登記記載）：平成14年12月4日新築 経 過 年 数：約23年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数：約3年						
仕 様	構 造：木造 屋 根：スレート葺 外 壁：モルタル、タイル貼り、その他 内 壁：クロス貼り、その他 天 井：クロス貼り、その他 床：フローリング、畳、その他 設 備：電気、IHクッキングヒーター、給排水、エコキュート等 その他：特になし ※アスベストの存否は不明						
床 面 積（現 況）	<table> <tr> <td>1階</td><td>115.98 m²</td></tr> <tr> <td>2階</td><td>85.36 m²</td></tr> <tr> <td>延</td><td>201.34 m²</td></tr> </table>	1階	115.98 m ²	2階	85.36 m ²	延	201.34 m ²
1階	115.98 m ²						
2階	85.36 m ²						
延	201.34 m ²						
現 況 用 途 等	住居						
品 等	使用資材：普通 施 工：普通						
保守管理の状態	普通						
建物の利用状況	建物所有者が居住中である。						
特 記 事 項	・セキスイハイム施行の注文住宅。 ・1階のリビング天井は2階までの吹き抜けとなっている。 ・1階・2階にそれぞれ台所が設けられている。また、1階の浴室のほか、2階にシャワールームがある。 ・2階には階段上部に屋根裏収納が設けられている。 ・1階階段下の収納のドアにものをぶつけたようなきずがある。ドアのパッキンが一部切れて垂れている等劣化があるが、経年相応であり、保守管理の状態は普通である。						

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1・2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	39,100	1.02	120.04	0.90	4,310,000
2	39,100	1.02	118.58	0.90	4,260,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示地価格等からの規準）

公示地 久喜-25

公示地価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $46,200\text{円}/\text{㎡} \times 99.8/100 \times 100/100 \times 100/118 \div 39,100\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地等は概ね標準的である。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は対象地域に比し、交通接近条件（駅距離）が劣るが、行政的条件（市街化区域に属する）等が優る。

イ 個別格差：接面方位等を考慮した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	200,000	201.34	0.09	3,620,000

ウ 現価率：

経過年数約23年、経済的残存耐用年数約3年、観察減価率(中古建物の市場性・前記特記事項等も考慮)-20%
 (計算式) $3/(23+3) \times (1-0.2)$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	4,310,000	0.40	法定地上権	1,720,000
2	4,260,000	0.40	法定地上権	1,700,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	4,310,000	-1,720,000		1.0	0.7	1,810,000
2	4,260,000	-1,700,000		1.0	0.7	1,790,000
3	3,620,000	+3,420,000	1.0	1.0	0.7	4,930,000
一括価格 (合計)						8,530,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（久喜-25）
所 在：久喜市鷲宮6丁目2340番8
価 格：46,200円/㎡
位 置：JR宇都宮線「東鷲宮」駅約1,400m（道路距離）
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：145㎡
供給処理施設：ガス・水道・下水
接 面 道 路：北4.0m市道
用 途 指 定 等：第1種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：中小規模の戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域

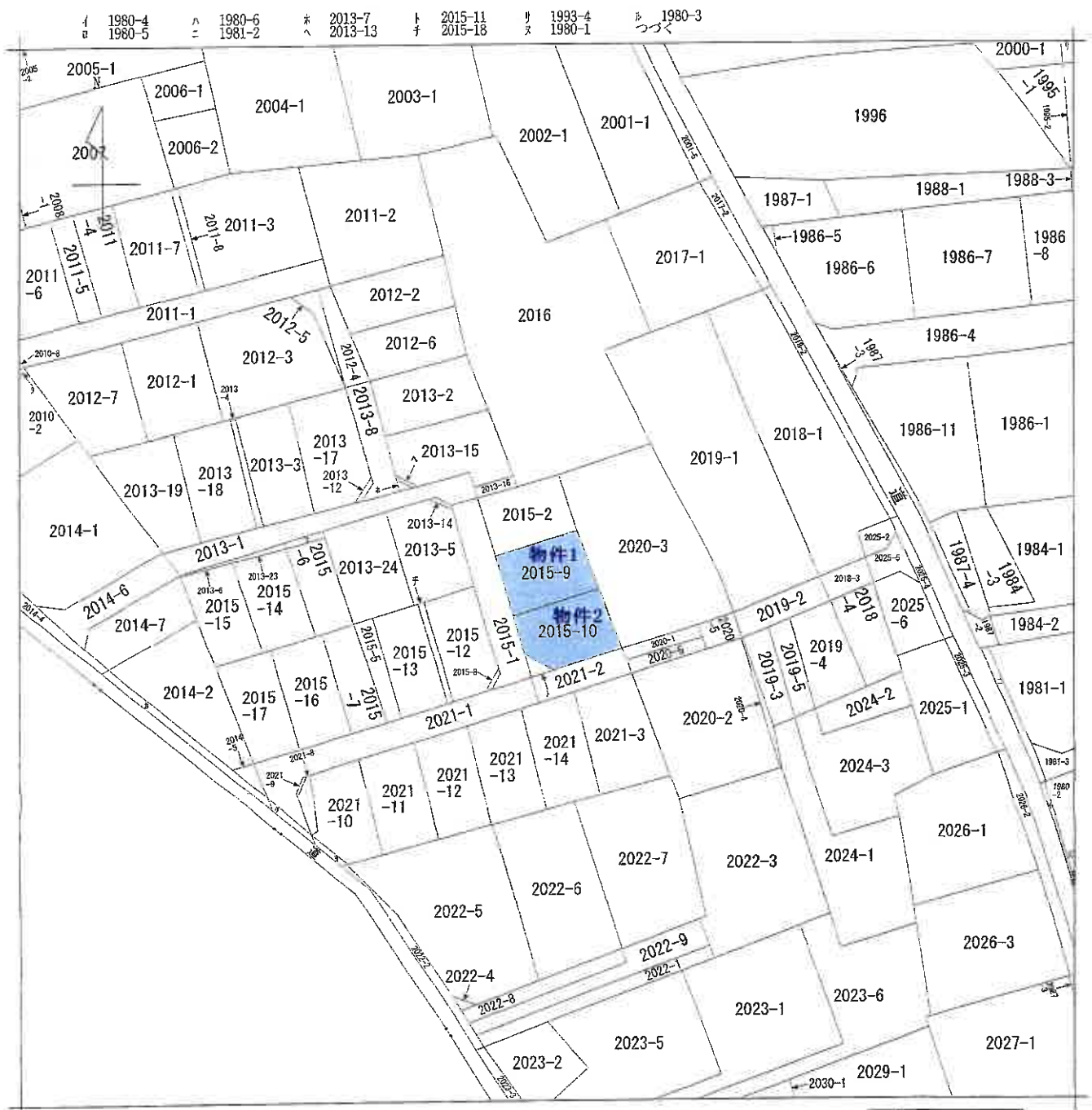
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写

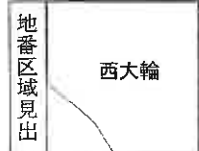
GS: Maps



位置図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部	所 在	久喜市西大輪字上古川				地 番	2015番9		
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分	座標系 番号又 は記号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図	
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法律局久喜支局管轄)

令和7年3月14日

東京法務局豊島出張所

登記官

請求番号：48-1

(1/2)

A3版をA4版に縮小

公図写

ア 2010-6
イ 2013-22
ウ 2014-3
エ 2021-7
オ 2021-6

登記年月日：平成9年11月12日

3056239



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方方法務局久喜支局管轄)
令和7年3月14日 東京法務局豊島出張所

登記官

請求番号：48-2

A3版をA4版に縮小

145 2015-2-2 9-11

地 番 2015番39 2015番411 地 積 測量 図

土地の所在 北葛飾郡幕張町大字西大輪字上古川

久喜市西大輪

求 積 表

区画番号	面積 (㎡)	積算率	積算面積 (㎡)
イ	15.90	7.63	121.3170
ロ	15.90	7.47	118.7730
合計			240.0900
合計面積			120.04500
合計積算			120.04

区画番号	面積 (㎡)	積算率	積算面積 (㎡)
イ	13.81	7.05	97.3605
ロ	13.81	6.93	121.9423
ハ	9.50	1.88	17.8600
合計			237.1628
合計面積			118.58140
合計積算			118.58

区画番号	面積 (㎡)	積算率	積算面積 (㎡)
イ	4.25	2.11	8.9675
ロ			8.9675
合計			4.48375
合計積算			4.48

合計面積 243.11015 ㎡

区画番号	面積 (㎡)	積算率	積算面積 (㎡)
イ	553.99		120.87985
ロ			120.87
合計			243.11015
合計積算			120.87

凡 例	記号	境界線の種類	境界線の位置
①	境界線	境界線の種類	境界線の位置
②	境界線	境界線の種類	境界線の位置
③	境界線	境界線の種類	境界線の位置
④	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑤	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑥	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑦	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑧	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑨	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑩	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑪	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑫	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑬	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑭	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑮	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑯	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑰	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑱	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑲	境界線	境界線の種類	境界線の位置
⑳	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉑	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉒	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉓	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉔	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉕	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉖	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉗	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉘	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉙	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉚	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉛	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉜	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉝	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉞	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㉟	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊱	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊲	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊳	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊴	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊵	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊶	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊷	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊸	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊹	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊺	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊻	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊼	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊽	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊾	境界線	境界線の種類	境界線の位置
㊿	境界線	境界線の種類	境界線の位置

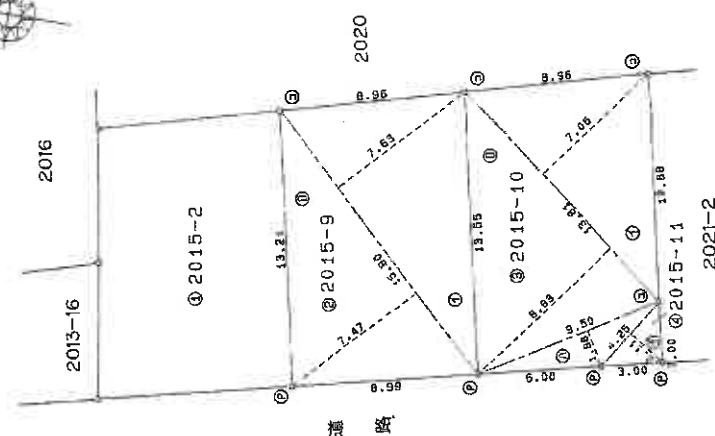
作製者

9 年 10 月 22 日 (製)

(埼玉土地家屋調査士会)

申請人

縮尺 1/250



登記年月日：平成14年12月10日

3007439

各階平面図

建物図面

家屋番号

2015番9

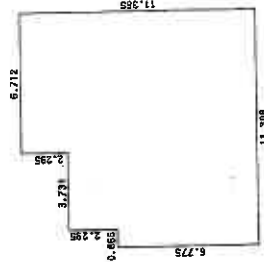
建物の所在

北条郡藤沢市大庭西太輪字上古川2015番地9・2015番地10

久喜市西大輪



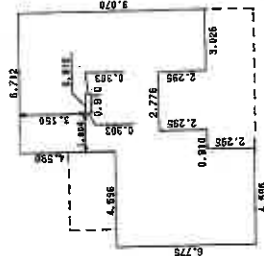
1階



求積表

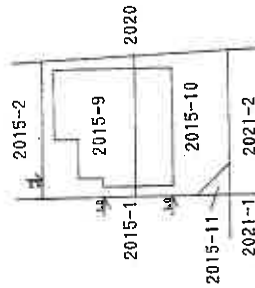
6.712 X	2.295 =	15.404040
10.443 X	2.295 =	23.966685
11.308 X	6.775 =	76.611700
合 計		115.982425
床面積		115.98㎡

2階



求積表

6.712 X	3.150 =	21.142800
1.800 X	0.303 =	0.545400
6.712 X	1.137 =	7.631544
11.308 X	2.185 =	24.707980
5.508 X	2.295 =	12.636270
4.596 X	2.295 =	10.547820
3.026 X	2.295 =	6.944570
4.002 X	0.303 =	1.212606
合 計		85.369090
床面積		85.36㎡



(単位：m)

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま市地方公務局久喜支局管轄)

令和7年3月14日

東京法務局豊島出張所

登記官

請求番号：48-3

A3版をA4版に縮小